

権利関係⑩ 弁済

○×式確認問題 【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 Aは、土地所有者Bから土地を賃借し、その土地上に建物を所有してCに賃貸している。Cは、借賃の支払い債務に関して法律上の利害関係を有しないので、Aの意思に反して、債務を弁済することはできない。
- 2 Aは、土地所有者Bから土地を賃借し、その土地上に建物を所有している。Aは、特段の理由がなくとも、借賃の支払い義務の弁済に代えて、Bのために弁済の目的物を供託し、その債務を免れることができる。
- 3 AとBとの間で土地の売買契約を締結し、同時履行とした決済約定日に、Aは所有権移転登記手続きを行う債務を履行の提供をしたが、Bが代金債務につき弁済の提供をしていなかったため、Aは、履行を拒否した。Aは、一度、履行に提供をしているので、これを継続しなくても、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内にBが履行しないときは、土地の売買契約を解除できる。
- 4 Aを売主、Bを買主として甲建物の売買契約が締結された場合について、Bが、Aの代理人と称するCに対して本件代金債務を弁済した場合、Cに受領権限がないことにつきBが善意有過失であれば、Bの弁済は有効となる。
- 5 A所有の土地について、A B間で売買契約を締結した場合、本件売買契約に利害関係を有しないCは、Bの意思に反して代金をAに対して支払うことはできない。